

第1回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和2年 2月 5日(水) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階庁議室

・出席委員

1番	白 石 淳 一	2番	金 井 邦 雄 (会長職務代理者)
3番	角 田 郁 夫	4番	原 田 良 美
5番	遠 藤 由 理 子	6番	松 井 則 雄
7番	堀 江 正 司	8番	本 多 弘
9番	中 村 光 孝	10番	鶴 淵 君 江
11番	宇 敷 和 也 (会長)	12番	清 水 文 明
13番	井 上 正 文		
15番	小 林 由 喜 子		

・欠席

14番 見 城 覚

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山 田 重 之
事務局次長兼農地係長	小 野 利 明
副主幹	佐 藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 1 時 3 0 分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日の会議に、14 番見城覚委員さんから欠席の届け出がございました。
委員 15 名中、現在の出席委員は 14 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長
(宇敷会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 3 1 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 3 2 分
最初に議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、13 番井上正文委員、15 番小林由喜子委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 1 時 3 3 分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
(2) 農地の合意解約について
(3) 制限除外の農地移動について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後 1 時 4 6 分
議案第 6 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番の案件について

3番 はい。あります。

議長 3番。

3番 2点あります。ひとつは労働力のところ。家族が2人で専業が1人、兼業が1人、譲受人の方は農業兼パートなので兼業になると思いますが、ということは譲受人の妻が専業ということで良いか。もう一つは、調べてくれば良かったのですが、私の記憶だと今回の譲渡人が、前回、別の方に農地を譲り渡している案件があったと思いますが、その際の申請理由はなんだったかと思ひまして。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 一つ目の質問ですが、専業は譲受人の妻となります。もう一点については、過去、前回か前々回の総会の案件で、今回の譲受人から3番委員さんの言われた別の方へ譲り渡した案件があるとのことですが、そのような許可は出していません。過去の総会議案書を確認していただければと思います。

議長 ほかに。

無いようですので、2番の案件について

3番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第6号については、申請のとおりこれを認めることにご異議
ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請
について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いた
しました。

次に議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につ
いて」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願い
いたします。

まず、1番及び2番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

まず、2252番ですが、1番案件は431.09㎡、2番案件
は543.11㎡で、974.2㎡となって、登記の地積961㎡

と差がありますがなぜでしょうか。それと2254番地も同じです。

事務局員 はい。

議長 事務局

事務局員 農地の面積は公簿上では小数点以下は表示しません。今回開発行為も絡むため正確に計り直す必要があり、実測値となっているものと思われます。

3番 登記上の面積と実測面積と言うことですか。分かりました。それと2253番と2257番については内数の面積がありますが、使用する面積で分筆するのでしょうか。

事務局員 分筆するところまでは計画されていません。

3番 要するに登記面積の全部が転用になるのか、ここに記載の内数の面積だけなのかという質問です。

事務局員 記載された内数を転用し、残りは農地として使用するものになります。転用後、分筆して登記するという計画までは分かりません。

3番 通常登記上は地目は1つですよね。ということは地目が畑になる訳ですよね。そういう状態で土地が存在して農業委員会として良いものなのですか。

事務局員 大きい面積の内、その一部を別の用途で利用したいとなった場合に、まず農業委員会に申請をして、許可が出たときに分筆し、本来の使用用途どおりに地目変換をするものと考えます。最初に筆界をを入れてしまってから、ダメですよとなると無駄になるので、今回のような申請内容になっているものと思われます。

3番 そういうことであれば、農業委員会としては記載してある内数の

面積を許可することになるわけですね。分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第7号については、申請のとおりこれを認めることにご異議
ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請
について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いた
します。

次に議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
いて」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 12件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願い
いたします。

まず、1番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

申請理由ですが、生類供養塔と納骨堂ということですが、こうい
った場合には、周辺住民とのトラブルを避けるために地域同意など
をとるための説明会などをするケースが多いと思うのですが、どう
なっていますか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

そういった話は聞いていませんが、この土地が既に寺院の土地に
囲まれているものになっていて、周辺に住居などが無い場所になり
ます。

議長

ほかに。

無いようですので、2番の案件について

2番の案件について

3番の案件について

3番の案件について

4番の案件について

5番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

1棟59.61㎡、外建物2棟とありますが、現況建物があつて
これから出来るものではないということで良いですか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局長

現況登記地目が畑であるため是正するための申請です。

議長

ほかに。

無いようですので、6番の案件について

7番の案件について

8番の案件について

9番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

これ質問ですけど、資材置き場用地ということですけど、現地写真を見たところ資材置き場らしくないですね。心配なのは、廃材置き場にならないかということです。

7番

これは採石だと思います。採石は資材だから問題はないのではないかと。

事務局員

再生骨材ということになっています。

6番

位置図に一体利用しているとして点線の部分がありますが、ここは沢が流れていて、そこの両側を譲受人で景観良く利用したり、重機を置いたり利用している訳で、点線の部分が現状はどうなっているのか、河川なのか、地目は何になっているのか。

7番

農地もある、今は全然使っていないが田んぼがあった記憶もあります。

6番

この辺を行政がどのくらい把握していて、どういうことになって

いるのかを良く説明してもらいたいと思う。

議長 点線があるということは譲受人の所有だと言うことで良いか。

6 番 周囲の土地は譲受人所有の土地なのか。

事務局員 周囲の土地は譲受人の所有になっていますが、点線の範囲が全て譲受人のものかまでの確認はしていません。

点線内の利用については平成元年頃から順次転用許可を得て利用しています。今回の申請時においても県土木事務所へも確認をしております。

事務局員 転用案件については、県土木事務所と協議することとなっているため、特に河川なのでということではなく全案件について協議しています。

6 番 分かりました。

議長 ほかに。

無いようですので、10番の案件について

11番の案件について

12番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第8号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついて」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

議案第9号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

7番 はい。

議長 7番。

7番 沢の東側の斜面でその沢を挟んで土建業をやっている敷地になっている場所だと思いますが、一本道があってその手前の白いものはなんでしょうか。

15番 現地写真を撮りに行った人が分かるのではないか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 写真の見え方になりますが、これは溶けかかった雪でした。

議長 ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第9号については、願出のとおりこれを認めることにご異

議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案9号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第10号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ご意見がございましたら、発言願います。

3番

はい。

議長

3番。

3番

今の説明で土地の利用状況で判断するということでしたが、3番から6番、8番が不可の理由についてお願いします。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

3番から8番ですが、この計画の先にある本体である最終処分場の計画の申請する前に取り付け道路を整備したいため申請に及んだとのことですが、その本体ができる前に道路部分だけを整備するのではなく、一体として整備すべきであるとの見解です。

8番ですが、一般住宅用地と言うことですが、その理由が、隣地にあった自宅が火災により焼失してしまったためです。申請地は土地改良事業を行っている農地になります。このため農用地区域内の

農地以外の土地を有しているものであるので不可となっています。

6 番 はい。

議長 6 番。

6 番 許可を得たところは今後どのような手順になるのか。本人に通知が出て転用申請となるものなのか。

事務局長 農振法の手続きとすれば、農業委員会の意見を照会し、問題なければ県と協議し同意を得るものになります。県の同意が得られれば、それをもとに、次は市長名で告示することになります。その後本人または代理申請人へ通知をすることになります。前回の流れで説明しますと、申請締め切りが一昨年10月末、通知が昨年7月頃となっています。

6 番 農振除外はだいたい1年かかると言われてますけど、申請してから約1年かかるんですね。

事務局長 沼田市の場合には、10月末で締め切って、12月に協議会を開催し、沼田市としての意向を決定しています。その後各委員さんへ意見を伺い、また、農業委員会への意見照会、県との協議・同意を得るまでに早くて翌年7月ということになってしまいます。

段階的にそれぞれから意見聴取など行わなければならないため時間がかかってしまうものとなります。

13番 はい。

議長 13番。

13番 12月の会議の時に不可になったものが可であることのないか。

事務局長 意見照会を受けて県に協議することになりますが、その際に特に

意見が無ければそのままになります。基本的には一覧のとおり県と協議するものとなります。

13番

可のものが不可となることもないのか。

事務局長

可能性としてはあります。ただし、そういった場合は利用者と相談をして不可とするのではなく取り下げしていただくような形をとっています。

議長

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第10号については、農用区域変更明細表のとおり、これを決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第10号「沼田市農業振興地域整備計画変更に係る意見ついて」は、農用区域変更明細表のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時46分

6. 協議事項

なし

7. 連絡事項

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦・公募について
- (2) 令和元年度群馬県農業委員会活動推進研修会について
- (3) 令和元年度農作業料金・農業労賃に関する調査の実施について
- (4) 利用意向調査について
- (5) 行事予定について
- (6) その他

8. 閉会

終了 午後3時00分